

「さがを誇りに思う教育推進事業中学生向け郷土学習映像資料」制作業務委託 仕様書

1 委託業務名 「さがを誇りに思う教育推進事業中学生向け郷土学習映像資料」制作業務

2 事業の目的

県内各中学校で行っている郷土学習資料「佐賀巡り」を活用した授業等において、「佐賀巡り」と一体的に活用できる映像資料を制作することで、佐賀県の歴史や文化、自然等に対する中学生のより深い理解と興味・関心を高める。

3 委託業務の内容等

中学生向け郷土学習資料「佐賀巡り」と一体的に活用できる映像資料（DVD）の制作

(1) 撮影・制作本数

14本（1本当たり5分程度）

(2) 映像資料の内容

中学生向け郷土学習資料「佐賀巡り」の内容項目の中から、学校教育課及び企画委員会がジャンルや県内バランスを考慮して選定した14項目

（肥前さが幕末維新博推進協議会が制作した映像資料も併せて収録 データは既に完成）

(3) 対象学校種

市町立中学校、県立中学校・特別支援学校中学部及び私立中学校等

(4) 映像資料の活用方法

授業等で映像資料を放映して生徒の理解を深めるとともに、生徒が学習用PCで自由に映像資料を閲覧できるようにすることで自主的な学びを促す。

（映像資料のWEB配信は行わず、クローズのデータとする。）

(5) 画質 HD（ハイビジョン）を基本とする

(6) 制作部数 1,000枚（DVD）

(7) 配布時期 令和3年3月末（予定）

(8) 映像資料の台本・デザイン・構成等

- ・ 中学生が興味・関心をもって視聴できるよう、適宜ナレーションやインタビューなどを取り入れるとともに、必要に応じてアニメーションやキャラクターを盛り込む。
- ・ 中学生が自ら調べたい、学びたいと思うようなストーリー性のある構成とする。
- ・ 各映像資料は、別途学校教育課が示す収録映像項目コンセプトを踏まえたものとする。コンセプトの詳細については、契約締結後、学校教育課や企画委員会との協議の中で提示する。
- ・ 台本（絵コンテ等）作成及び必要な取材や資料収集は全て受託者が行う。
なお、受託者の要望により必要な資料や情報については、対応可能な範囲で発注者が提供する。
- ・ 台本（絵コンテ等）の作成及び編集は、学校教育課や企画委員会との協議の上、行う。

4 委託期間等 契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

5 委託費（予算額） 5,423千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

6 その他留意事項

- ・ 中学生向け郷土学習資料「佐賀巡り」は、以下に示す佐賀県ホームページアドレスに掲載しているので、受託者で閲覧・確認すること。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00366322/index.html>

- ・ 過去の映像など、撮影対象に必要な情報は、受託者が必要に応じて収集すること。
- ・ 撮影を円滑に行うため、取材先との事前打合せや下見を綿密に行うこと。
- ・ 天候の都合等により予定していた撮影が難しい場合には、撮影を後日行うこととする。
- ・ 著作権、肖像権等の処理は受託者が適切に行い、映像の放映や視聴の妨げとならないよう承諾を得ること。
- ・ 受託者が制作した成果物及びそのコンテンツ（映像、題字、デザイン等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、県が無償で期限に定めなく 2 次利用できるものとする。
- ・ 制作した映像資料は、次年度以降も県内各中学校で使用するため、永年使用を前提に関係の著作権処理等を遺漏なく行うこと。
- ・ 制作した映像資料は、光ディスク（DVD）に焼き付けて納品すること。
- ・ 委託業務の完了後、完了報告書、請求書などの関係書類を提出すること。
- ・ 受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。個人情報を取扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- ・ 委託業務に従事する者又は従事していたものが、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に使用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例上の罰則規定（条例第 44 条及び 45 条）及びこれらの違反行為に関する罰則規定（条例第 47 条）に基づき処罰されることがある。
- ・ 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- ・ 学校教育課又は受託者が必要と認める場合は、随時協議を行う。
- ・ 協議の際はその内容に係る資料をその都度準備し、内容の相互確認を確実に行うものとする。
- ・ 受託者は、協議した内容については自ら管理し必要な作業を行うものとするが、その実施に当たっては学校教育課と改めて協議を行うものとする。
- ・ 契約書及び本仕様書に記載のない事項については、学校教育課と受託者とが十分に協議を行い対応するものとする。
- ・ 作業指示、調査依頼、資料要求等に対しては、迅速に対応するものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が学校教育課の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任によるものとしなければならない。
- ・ 受託者は、受託事業に際して、事故が発生した場合には直ちにその旨学校教育課に報告すること。

7 問合せ先、担当

佐賀県教育庁学校教育課 特別活動担当

TEL 0952 - 25 - 7048 FAX 0952-25-7286 メール gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp